「はじめに」 <認定要領を参照のこと。>

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に レを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々につい て障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意するこ と(各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはしない。)。

- □聴覚障害
- → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □平衡機能障害
- → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □そしやく機能障害
 - → 『4 「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

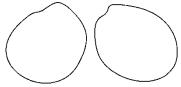
右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴	
感	音	性	難	聴	
混	合	性	難	聴	

(3) 鼓膜の状態

(右)



(左)

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載す る。)

ア 純音による検査

オージオメータの型式

		500	10	00	20	00	Hz
0							
10							
20							
30							
40							
50							
60							
70							
80							
90		_					
100		_					
110							
	dB						

イ 語音による検査 語音明瞭度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況

有 無

(注) 聴覚障害で2級の診断をする場合のみ該当する方を○で囲むこと。

2	「平衡機能障害」の状態及び所見
3	「音声・言語機能障害」の状態及び所見
	「そしやく機能障害」の状態及び所見) 障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□に レ を入れ、さらに①又は②の該当する□に レ 又は()内に必要 事項を記述すること。 「該当する障害」
	□咬合異常によるそしやく機能の障害 →「②咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。
	① そしやく・嚥下機能の障害a 障害の程度□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。□ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
	□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・ 摂取方法に著しい制限がある。 □ その他
	b 参考となる検査所見 ア 各器官の一般的検査 <参考>各器官の観察点 ・ロ唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射 ・ 舌 :形状、運動能力、反射異常 ・軟 ロ 蓋:挙上運動、反射異常 ・ 声 帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜 ○所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載す
	ること。) [

<参考1>各器官の観察点	
・口腔内保持の状態	
・口腔から咽頭への送り込みの状態	
・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態	
・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込	み
<参考2>摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点	Ē
・摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食	()
・誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、	ほとんど無し)
 ○観察・検査の方法	J
□エックス線検査()
□内視鏡検査()
□その他()
○所見(上記の枠内の<参考1>と<参考2>の観察点: すること。)	から、嚥下状態について詳細に記載
	,
② 咬合異常によるそしやく機能の障害	
a 障害の程度	
□著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
口その他	
	J
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしやく機能	色の観察結果)
ア 咬合異常の程度(そしやく運動時又は安静位咬合の状	代態を観察する。)
イ そしやく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係	系や形態異常等を観察する。)
その他(今後の見込み等)	,

(2)

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□に レを入れること。)

① 「そしやく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

- □重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- □延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
- □外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む。)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- ② 「そしやく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしやく・嚥下機能又は咬合異常による そしやく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

- □重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- □延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
- □外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む。)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- □□唇・□蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定に当たつては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。 d B値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、
 - $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a 、b 、c のうちいずれか 1 又は 2 において 100 d B の音が聴取で

きない場合は、当該 d B 値を105 d B として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙) の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。